

高槻市立図書館整備方針

平成20年9月8日

高槻市教育委員会

はじめに	1
第1 今後の図書館の整備	1
第1節 図書館整備の沿革	1
第2節 現況と課題	2
第3節 今後の方向性	5
第2 IT社会に対応した図書館のあり方	5
第1節 IT化への取り組み経過	5
第2節 現況と課題	6
第3節 今後の方向性	7
第3 図書館への民間活力の導入	7
第1節 効率的な運営等への取り組み経過	7
第2節 現況と課題	8
第3節 今後の方向性	9
第4 子ども図書館のあり方	9
第1節 現況と課題	9
第2節 今後の方向性	11
<資料>	
・ 地区生活圏の区分（総合計画より）	12

はじめに

高槻市の図書館は、昭和 43 年 6 月に現天神山図書館の開設を初めとし、昭和 63 年 4 月に小寺池図書館、平成 6 年 4 月中央図書館を開設、同年 3 月に高槻市図書館整備懇話会から「高槻市図書館整備基本構想（具申）」（以下「基本構想」という）が提出されたことを受け、平成 7 年 9 月には「高槻市立図書館運営・整備基本方針」（以下「運営・整備基本方針」という）を策定して図書館運営・整備の方向性を明らかにした。

その後、運営・整備基本方針に従い、平成 15 年 7 月に芝生図書館、平成 16 年 11 月には阿武山図書館を開設、高槻市内に 5 館を有するに至った。

しかしながら、国の財政状況のひっ迫、夕張市の財政破綻などに見られるように、自治体の財政状況は危機的状況にあり、そのような状況下で、今後、本市の図書館をどのように整備していくのか、整理する必要性に迫られていた。

そこで、平成 19 年 6 月に高槻市図書館協議会に諮問を行い、平成 20 年 2 月 29 日に「これからの高槻市立図書館の在り方について（答申）」（以下「答申」という）を得た。

図書館協議会においては、次の 4 点を中心に検討が行われた。

- 1 今後の図書館整備の在り方
- 2 IT 社会に対応した図書館の在り方
- 3 図書館への民間活力の導入
- 4 子ども図書館の在り方

また、答申作成にあたっては市民から直接意見を聞くため、パブリックコメントも行われた。

本方針は、答申も踏まえ、運営・整備基本方針以降の状況の変化に対応した図書館整備の方向性を定めたものである。

第 1 今後の図書館の整備

第 1 節 図書館整備の沿革

高槻市立図書館は、昭和 22 年に旧湯浅学園内に「公民館図書室」として発足し、昭和 39 年に市民会館内に図書室として移転した。以降、昭和 43 年に高槻市立図書館（現天神山図書館）を天神町二丁目に、昭和 48 年に市制施行 30 周年記念事業として自動車文庫を、昭和 63 年に小寺池図書館を西五百住町に開設した。

平成 5 年 6 月、中央図書館開設準備を進める一方、「高槻市総合計画に基づいて、市民の生涯教育に寄与する図書館の在り方と、その実現のため進むべき方向を示す高槻市図書館整備基本構想」策定を高槻市図書館整備懇話会に教育長名で依頼した。

平成 6 年 3 月、高槻市図書館整備懇話会から、高槻市の地理的状況、人口分布などの実態並びに動向を始め、既設館や市民の利便性を考慮した分館配置計画想定図(10 地区)及び規模計画や「分館配備にあたっての図書館の位置は、地区市民の生活動線に即して考え、利用の便を図るとともに、将来のまちの計画等との関連性を踏まえて検討が必要である。人口分布密度が高く、かつ市民ニーズの高い地区からの優先順位を定め、計画的に整備する必要がある」とした基本構想が教育長に意見具申された。

平成 6 年 4 月 中央図書館を総合センター内に開設。

平成 7 年 9 月 基本構想を尊重、反映する方向で、基本構想の分館規模計画に沿って 8 ブロックに分けた「ブロック別分館配置計画」を策定した。

平成 13 年 1 月 第 4 次高槻市総合計画(2001 - 2010)を策定。

この中で、

市民の高度化する知的活動や旺盛な学習意欲に応える情報センターとして、市民が身近で手軽に利用できるよう、運営・整備基本方針に新たな視点を加えた図書館ネットワークの再構築に取り組む。

分館(分室)を計画的に配置して図書館ネットワークの緊密化を進め、学校図書館、公民館図書館等との提携を図るとともに、高度化・国際化に対応したサービスの充実や高度情報化に向けた電子図書館機能の検討、さらには市域を越えた広域利用、ボランティアの参加等の検討を進めて、サービスの拡充に努める。

と明記している。

また、運営・整備基本方針と総合計画部門別計画に則り、図書館 2 館の整備を行うこととした。

平成 15 年 7 月、芝生図書館を芝生町四丁目に開設。

平成 16 年 11 月、阿武山図書館を奈佐原二丁目に開設し、現行の 5 館体制となった。

第 2 節 現況と課題

現行 5 館体制の下、図書館統計を見ると、平成 19 年度末で蔵書数 1,342,344 冊、市民 1 人当たり蔵書数 3.7 冊、貸出冊数 2,983,250 冊、市民 1 人当たり貸出冊数 8.3 冊となっている。3 館体制整備時点の平成 6 年度末統計、蔵書数 648,237 冊、市民 1 人当たり蔵書数 1.8 冊、貸出冊数 1,770,616 冊、市民 1 人当たり貸出冊数 4.9 冊と比較するといずれも大幅な伸びとなっているが、北摂 7 市中、中位であり、まだまだ十分とは言えない。

総合計画では 7 つの地区生活圏を設定しているが、運営・整備基本方針では、中央図書館の地区(以下「中央地区」という)も含め、8 つのブロックを想定

している。本方針でもこの中央地区の考え方を継承し、地区生活圏に追加する。
地区生活圏の状況と図書館の現状と課題は、下記のとおりである。

中央地区

中央図書館が地域館としての性格を併せ持っていることから、中央図書館からのおおむね半径1.5キロメートル範囲を中央地区とする。

他の地区生活圏人口は、市総合計画の生活圏エリアの人口から、中央図書館のエリアと重なる部分を除いて算定する。

榎田地区

榎田地区は、本市中心市街地より約16キロメートル離れた本市の最北部に位置し、地域の大部分を森林が占めている。地域の課題としては、市内中心部からは遠距離となるため、移動図書館等の図書館機能の多様な補完方法を検討する必要がある。

高槻北地区

高槻北地区は、JR東海道本線以北で芥川より東部の地域であり、起伏に富んだ地形で市街地に近接した緑豊かな自然が残されている。地域は比較的広域である。

この地域には天神山図書館があるが、地域の南端に位置し、また、中央図書館とも近接していることから、答申では高槻北地区の中央部での設置が求められている。

北地区の図書館については、運営・整備基本方針において天神山図書館の老朽化をも考慮した検討が必要であるとしており、また、総合計画第4次実施計画においても図書館の整備が謳われていることから、天神山図書館の建替えを含んだ図書館整備とする必要がある。

高槻南地区

高槻南地区は、市域の南東部に位置し、西側を芥川が、東側を桧尾川がほぼ南北に流れ、南には淀川に囲まれた平坦な地形で、比較的広域である。

高槻南地区の北側住民は、中央図書館の利用が多く、西側住民は芝生図書館の利用が多い。

しかし、この地域の国道170号以東の南東部に位置する住民にとっては、いずれの図書館からも遠距離にあることや、移動図書館のステーションも複数あり、その利用頻度も高いことなどから、図書館分室等の設置が必要と考えられる。

五領地区

五領地区は、市域の東部に位置し、東は島本町に接している。都市計画としては、市街化を抑制する地域としての市街化調整区域が依然多くあるものの、国道 171 号沿線には大規模商業施設やロードサイド型の商業施設があり、上牧駅前土地区画整理事業が行われたことにより、人口流入が多く見られるようになってきている。

交通の利便として、阪急京都線の上牧駅があるものの、市バスの路線が少なく、市立図書館へのアクセスが悪くとして、図書館の設置要望が高く、駅前の行政サービスコーナーへの返却ポスト設置要望もある。

移動図書館の利用も多く、東上牧、五領小のサービスポイントでの利用数は、全体の 20%にも上る。

この地区は、運営・整備基本方針においても図書館整備の優先順位が高く、上牧駅周辺の公共施設用地を活用した建設計画の検討が課題である。

高槻西地区

高槻西地区は、市域の北西部に位置し、西側で茨木市と接し、南北に長いこの地域は起伏と変化に富んだ地形となっている。

人口が減少している地域が多い中であって、阿武山団地などの大規模な住宅開発により、本市の中でも人口増加率が高い地域となっており、平均年齢が市内でもっとも若い地域である。

この地域には、平成 16 年に阿武山図書館が開設され、とりわけ若い年齢層が多いことから、児童書の利用率が高く、全体的な図書貸出冊数も急激に増加している。

如是・富田地区

如是・富田地区は、市域の南西部に位置し、西側で茨木市と接する地域で、全般に平坦な地形となっており、地域内の大部分が市街地である。本市の中でもっとも人口密度が高い地域となっている。

この地域には規模の大きい小寺池図書館があり、また、阪急富田駅及び JR 摂津富田駅から近いことから、当該地域住民のみならず、市域全域からの多くの利用者がある。

三箇牧地区

三箇牧地区は、市域の南西部に位置し、西側で茨木市、南側で摂津市と接する地域であり、田園的な風景を残した、広々とした平坦な地形が広がっている。

この地域は、大規模な住宅団地である府営高槻柱本住宅や玉川橋団地が立地

し、府道高槻駅柱本線の沿道には倉庫や工場等が多く立地している。市街化調整区域が多くあり、優良な農地が広がっている。

この地域の北端部に市民プールに併設して芝生図書館を平成 15 年に開設した。当該図書館は平坦部に位置することから、徒歩や自転車で広範囲からの利用があり、さらに府道十三高槻線を利用しての高槻南地区からの利用者も多く見られ、開館当初は夏季に利用者が急増していたが、最近では、季節を問わず多くの利用者が訪れる。

第 3 節 今後の方向性

現下の社会経済情勢を見ると、自治体をめぐる財政状況は極めて厳しい状況にあり、基本構想にいう 10 館構想は、歩いて利用できる距離を前提にしていることから理想であるが、本市としては、市民全体の公共施設利用の公平性から考えても、高槻市総合計画にいう地区生活圏を基本として整備することが妥当であろうと考える。

今後は、天神山図書館の老朽化に対応するためにも高槻北地区の図書館建設を早期に実現し、引き続いて残る 2 地区についても整備に向け検討する。

なお、樫田地区以外の 7 地区が整備された状況下で、改めて、図書館の役割や機能、市民ニーズなどを含め再検討を行う。

第 2 IT 社会に対応した図書館のあり方

第 1 節 IT 化への取り組み経過

昭和 63 年 小寺池図書館の開設に合わせて、コンピューター機器の導入を図った。

平成 3 年 天神山図書館ともオンラインで結び、平成 6 年の中央図書館開設時には、市内 3 図書館をオンラインで結び、すべての市立図書館の資料を検索できるようになった。

平成 10 年 中央図書館 3 階の参考資料室において、図書無断持ち出し防止装置（BPS: Book Protection System）を導入し、図書館の貴重資料の紛失防止に努めた。

平成 14 年 図書館ホームページを開設し、インターネットによる市立図書館の蔵書検索を開始した。

平成 15 年 芝生図書館及び平成 16 年の阿武山図書館の開設時には、BPS を設置した。

平成 16 年 インターネットによる資料の予約を開始した。

平成 19 年 図書館ホームページを全面改訂し、図書館からの情報発信を頻繁にするとともに、携帯電話から図書館資料への検索、予約等のアクセスができ

るようにした。また、希望する市民に対し、新着図書お知らせメールサービスを開始した。さらに、中央図書館に利用者用情報端末機 3 台を設置し、法令・判例情報の電子情報としてのレクシス・ネクシス (Lexis/Nexis) 及び新聞情報の電子情報として日経テレコン 2 1 を導入し、市民に有料データベースを無料で提供した。

平成 20 年 電子情報として新たにデータベース「聞蔵」を追加した。

第 2 節 現況と課題

昨今の IT 化の進展はめざましいものがある。本市における IT 化は次の 3 つの手法で進めている。

(1) 図書館ホームページの充実

インターネットホームページは、紙ベースの広報に比して、スピーディであり、格段に豊富な情報を提供できるという大きな利点がある。

高槻市立図書館のホームページは毎週 10,000 回を超える市民からのアクセスがあり、市民への情報提供の手段として有用である。

図書館で定期的に行われる読み聞かせ会等のイベント情報や、資料展示の案内、図書館行事にかかわる情報など、広報紙等では十分な紙面が割けないものも、文字量の限界がほとんどないインターネットで適切な情報提供が可能となっており、充実に向けた検討が必要である。

(2) IC タグシステムの導入

IT 機器を利用した BPS の効果は明らかであり、それを導入している図書館とそうでない図書館とでは、不明資料の数に大きな差が見られることから、本市全図書館への設置が必要である。

しかし、磁気を活用した BPS 方式は、妊婦やペースメーカー装着者に対する磁気による健康への影響が懸念されており、現況では、ほとんど健康被害は想定されていない IC タグが優位であると考ええる。

また、IC タグは、10 冊程度の本を読み取り機に置くだけで一挙に読み取ることができ、従来のバーコード方式では困難であった自動貸出、自動返却が可能となり、利用者の読書プライバシーの保護にも役立つばかりでなく、事務の効率化、省力化を図ることができる。現在、1 週間ほどの日数を要する蔵書点検も、IC タグの使用によって作業の短縮が可能となり、長期の休業を避けることも可能となる。

費用面では、従来の磁気方式と比較して、IC タグが若干の割高となる可能性があるが、装着費用は同程度であり、別途費用の増加はないと思われる。

本市では、新規の図書館建設に当っては磁気方式の BPS を採用しているが、現在採用している磁気方式から IC タグ方式への移行が必要である。

(3) 電子情報の提供・普及

電子情報は、検索機能に優れており、速やかに、かつ適切に求める情報にアクセスすることができる。

図書館資料の電子化も進んでおり、「青空文庫」のように著作権が切れた作品を電子化し、無料でインターネット上に提供したり、郷土資料等の電子化を行っているところもある。

本市では、平成 19 年度から市民に有料データベースを無料で提供しており、今後、さらに各種の有料電子データの導入を図ることで図書館利用を推進し、情報格差に対応する条件整備に努める必要がある。しかし、情報の確実性に対する疑問を始め、不正なアクセスや不適切な情報が無制限に侵入してくる危険性もあり、その対応への課題も大きく、また、図書館に有料電子データを設置した場合は、個人利用とはならないため著作権上の課題があるので、それらの検討も行わなければならない。

第3節 今後の方向性

(1) 図書館ホームページについて

図書館ホームページの改革は、市民と図書館資料とのつながりをより緊密にすることから、その充実は喫緊の課題であり、その豊かな情報発信能力を活かして、図書館から様々な情報の発信ができるよう努める。

(2) IC化について

無断持ち出し防止装置の効果は明白であり、全ての図書館資料へのICタグの装着を検討する。

併せて、磁気タトル仕様は、発生する磁気による健康被害も懸念されることから、速やかなIC対応仕様への移行を目指し、カウンター事務の簡略化や蔵書点検の期間の短縮などとともに、貸出・返却の自動化等も視野に入れた計画的なIC化を検討、推進する。

(3) 電子情報の活用について

電子情報の活用については、将来的に拡大していく傾向を理解した上で、インターネットにかかる情報セキュリティや著作権の課題を十分に研究する。

第3 図書館への民間活力の導入

第1節 効率的な運営等への取り組み経過

国及び地方公共団体を取巻く社会経済環境は、人口の減少、少子高齢化等による税収の減少と財政需要の増大が見込まれることにより、依然として厳しい行財政環境となっている。

本市においても、急速に進む少子高齢化とともに、人口急増期に採用した職

員の大量退職、三位一体改革に伴う国庫補助負担金や地方交付税の削減による負担増など、厳しい財政状況が見込まれ、引き続き、行財政改革に取り組むことが求められている。

公の施設の管理運営については、平成 16 年 12 月に「指定管理者制度に関する基本方針」を定め、指定管理者制度を原則適用する方針を掲げ、さらに、平成 18 年 12 月には「指定管理者制度に関する直営施設への導入方針」を定めた。また、全ての事務事業に対して、行政評価や業務精査の実施など、様々な手法を駆使し、より効果・効率的な行政経営を目指している。

図書館においても、市民サービスの一層の向上を図るため、効果・効率的な管理運営に努めてきている。

厳しい財政状況のもと、これまで清掃、警備、図書の運搬、移動図書館車の運転等の外部委託化を進めるとともに、市民ボランティアの育成と協働による朗読サービスやおはなし会などの充実を図ってきている。このように、これまで常勤職員は増やさず、非常勤職員の活用等による経費の削減に努め、平成 20 年 7 月時点では、常勤職員 41 人、非常勤職員 47 人体制（再任用職員を含む）としている。

このような中、これまでの 3 館体制から 5 館体制へと、図書館施設の拡充と蔵書の充実にも努めるとともに、IT 機能の整備・充実による全図書館のオンライン化、図書館情報の発信、インターネットや携帯電話による検索、予約システムの実施など、利用者サービスの向上に努めてきた。

第 2 節 現況と課題

図書館法では、第 2 条で、「図書館とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設」とし、第 3 条では、「図書館は図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、さらに学校教育を援助しえるように留意し、おおむね左の各号に掲げる事項の実施に努めなければならない。」として、8 号にわたる事務を列挙している。そして、このような事務を適切に行うため、図書館に「専門的職員としての司書」(第 4 条)を置くとしている。

本市において司書資格を持つ職員は、常勤職員 24 人、非常勤職員 47 人という状況であり、さらに常勤職員では 50 歳代職員の割合が高いため、このまま推移すると、職員の大量退職の時期には、人員体制の確保と、司書不足や業務ノウハウの継承が今以上に課題となる。

このような人員体制の課題と、依然として厳しい財政状況を十分に認識し、今後の図書館整備の着実な推進や、IT 社会への適切な対応など、図書館に寄せ

られる市民の熱い期待に的確に応えていくために、時代の要請に応じたより柔軟な対応が不可欠であり、民間活力の導入も含め、図書館の効果・効率的な運営を検討する必要がある。

第3節 今後の方向性

現況と課題において述べたとおり、限られた経営資源を最大限有効に活用し、図書館の一層の効果・効率的な運営を図る中で市民サービスの更なる向上を目指すことが必要である。

現在の図書館サービスを維持し、更なる向上を目指し、施設の設置目的を果たすためには、蔵書の充実、IT機能の拡充による利便性の向上とともに、今後の図書館をより効果・効率的に運営する方向に向けて、答申や改正図書館法の国会附帯決議も踏まえ、選書やレファレンスといった図書館としての基幹部分のあり方を検討し、現在の業務を見直すことにより、職員の非常勤化やNPO・ボランティアとの協働など、市が直接行うべきものと民間活力の活用など代替手法を取り得るものを、精査・検討する必要がある。

民間活力の導入については、他市状況の調査とともに、業務の見直しなど本市の現状分析を行い、指定管理者制度も含めた外部化などについて、引き続き検討するものとする。

第4 子ども図書館のあり方

第1節 現況と課題

現在、5館にそれぞれ児童書コーナーを設置し、児童・保護者のニーズに対応しているが、この児童書コーナーについて、「子どもの声がうるさい」との苦情や保護者から「子どもを連れて、安心して本を読む図書館環境がほしい」との声がある。

平成18年1月に策定した「高槻市子ども読書活動推進計画」では、親子がともに読書に親しめるということを基本としながらも、「子どもの図書に特化した施設を設置することにより、子ども文化の研究活動を深めていく環境を整え、また、気兼ねなく乳幼児を図書に親しませることができる環境づくりを進めていく必要がある。」とし、その具体的方策として、

絵本、児童文学図書を重点的に収集し、また、世界の絵本も活用し、子ども文化研究拠点とする。

設置場所については、市内中心部にということを中心として、空きビルや小学校の余裕教室の活用も含めて広く検討を加える。

子どもの読書活動の推進のために、学校図書館と市立図書館との連携を図る。の3点を挙げている。

しかし、子ども図書館を建設したことにより、中央図書館を含め一般地域図書館から子どもが排除されないように配慮する必要がある。

(1) 子どもの自由読書空間として

子どもの読書活動による空想空間は現実的な空間と連続性のある空間であり、読書と遊びは分離されるものではない。

とりわけ乳幼児にあっては、わらべ歌遊び等と一体となって本を介しての空想空間で遊んでいる。そのときに「静かに」とか「うるさい」という叫びは、子どもの読書活動の分断でしかなく、子どもの読書環境を保障することにはならない。

乳幼児にあっては、親が子どもをひざにおいて、読み聞かせをしているのは日常的な光景であり、子ども読書の基本である。

しかしながら、単に子どもと大人を分離することで問題が解決するわけではない。地域社会にあっては、にぎやかに遊ぶ子どももゆっくりと図書館で落ち着きたい高齢者もどちらも地域コミュニティの一員であり、構成員である。高齢者にとって、子どもの叫び声が癪に障っても、日常のこととして許容されるべき空間も必要である。

このような観点から、地域の一般図書館において、子どもと大人の分離は、住みよいコミュニティ形成にとって阻害要因であると言う点も考慮する必要がある。

(2) 地域の子ども文化交流の拠点として

本市では、ブックスタートのボランティアのみならず、小・中学校の学校図書館で活動するボランティア、図書館での読み聞かせや視覚障害者に対する対面朗読など、多くのボランティアが活躍している。

このような人々が気軽に交流でき、勉強しあえる場所や専門的な研究資料の配備も必要とされている。

本市は、民間団体から寄付をいただいた貴重な世界の絵本も所蔵しており、その活用いかんによっては、絵本研究や児童文学研究の拠点とすることができる。

(3) 学校図書館支援センターとして

学校図書館を活性化しようとする場合、市立図書館の児童書の活用は不可欠である。市立図書館の本を利用できれば、インターネット等による検索が可能であり、学校図書館連絡車で各学校に配送するシステムが構築されていることから、学校図書館の蔵書と同様に利用できるようになると考えられる。いずれの学校図書館も自校図書館の所蔵本に加え市立図書館の蔵書を有していることと同様の価値を持つことになる。子ども図書館の役割として、市が所蔵する児童書を開架、配送することで学校図書館支援センターとしての機能を発揮する

ことが大きく期待される。

平成 20 年 6 月には各小学校に学校図書館支援員を配置し、学校図書館の一層の充実を図っており、9 月からは全ての小・中学校の学校図書館への図書の配送を開始し、連携を進めている。

また、学校図書館従事者同士の交流や市立図書館司書との交流を活発にし、情報を交換し、また、研修を広げる施設として機能することができれば、物的な支援のみならず、人的な支援センターとしての機能も期待できる。

(4) 家庭・地域文庫との連携

家庭・地域文庫は、昭和 53 年以来、個人の家庭の一室や地域集会所などを拠点として、市立図書館を補完する形で市民に図書館資料を提供する重要な役割を担っており、利用者は子どもが多く、日常的な子どもの読書活動の推進に寄与している。

多くの文庫では、子どもたちに絵本の読み聞かせやストーリーテリングなども行い、親たちに対しても適切な読書アドバイスがされており、子どものみならず大人に対してもさまざまな形で市立図書館事業の補完的役割を担っている。

子どもが日常生活の中で読書に親しむ環境づくりに、家庭・地域文庫が大きな役割を果たしていくと期待されるため、今後とも市立図書館と文庫との連携を深めることが重要である。

第 2 節 今後の方向性

子ども図書館には、平成 18 年 1 月に策定した「高槻市子ども読書活動推進計画」にあるように、子どもが遊びと同化しながら読書できるような、子どもの自由読書空間の提供、子ども文化の拠点、さらに、学校図書館支援のセンターなどの機能が必要である。これらを踏まえ検討を行っていくと同時に、既存図書館から子どもが排除されないよう配慮する。

なお、検討内容については、市立図書館の児童書の有効活用、学校図書館や他の子育て支援施設との連携、施設の役割や機能、効果などさまざまな観点から取り組むものとする。

また、子ども図書館の一部である学校図書館支援センター機能については、各学校図書館と市立図書館の児童書の共有化を進めており、子どもの読書環境の更なる充実を目指す。

図 地区生活圏の区分 (概念図)

